

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率（令和二年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
 に改める。

改正後	<p>附則 （この告示の失効） 2 この告示は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>
改正前	<p>附則 （この告示の失効） 2 この告示は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>